

令和6年度 克雪すまいづくり支援事業

◇ 対象者 … 次の①～③のいずれかに該当する市税の滞納がない所有者

- ① 市内において既存の住宅を克雪化する、又は克雪住宅を新築若しくは改築する者
- ② 市内において克雪住宅である建売住宅を購入する者
- ③ 地下水採取規制重点区域内において既存の事業所等を克雪化する、又は克雪化された事業所等を新築若しくは改築する者

◇ 対象建物 … 次の表に該当する、過去に補助金の対象となっていない建物

住宅	所有者又は所有者と生計を一にする親族が、現に居住の用に供しているか居住の用に供することが確実と見込まれる建物（対象地域：市内全域）
事業所等	事務所、店舗など住宅以外の建物（対象地域：地下水採取規制重点区域内のみ）

◇ 対象工事 … 次の表に該当する克雪化工事

克雪方式	融雪式	耐雪式
方式要件	熱エネルギー（電気、ガス、灯油等）又はヒートポンプ等の利用により屋根融雪できる施設が設置されているもの ただし、地下水の開放利用を伴うものを除く	六日町、大和地域は、3.0メートル、塩沢地域は、3.4メートルの積雪荷重に対し、安全であることが構造計算等により確認できること
施工要件	融雪面積が屋根全体（下屋含む）の面積の3/5以上であること	雪庇対策（フェンス等の設置）が講じられていること
共通要件	屋根全体が克雪化され、屋根雪を人力で下す必要がないようにすること 補助金の交付決定後に対象工事の着手（工事契約）を行うこと	

◇ 対象工事費 … 克雪化に要する費用（上限：250万円）

◇ 補助額 … 要援護世帯：対象工事費×22%（上限：55万円）※要件は別紙参照
一般世帯：対象工事費×17.6%（上限：44万円）

◇ 申込期限 … 申請を行う年度の11月末日まで

◇ 予定件数 … **7件**（補助額により変動します）

◇ 工事期間 … 申請を行った年度の12月末日まで

◇ 実績報告書提出期限

下記のいずれか早い日まで

- ・工事が完了した日又は認定建売住宅を購入した日から30日を経過した日
- ・申請年度の1月末日

※実績報告書の提出までに工事費の支払いが完了している必要があります

◇ 問い合わせ先 … 南魚沼市役所 建設部 都市計画課（本庁舎3階）
TEL：025-773-6662

◀ 提出書類 ▶

● 交付申請時

交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付してご提出ください。

1. 共通添付書類

共通	<input type="checkbox"/> 案内図（住宅地図等の写し等）
	<input type="checkbox"/> 配置図（敷地に対する対象建物の位置がわかるもの）
	<input type="checkbox"/> 工事計画図（屋根伏図、設備配置図、配管図等）
	<input type="checkbox"/> 立面図（工事部分着色）
	<input type="checkbox"/> 工事費見積書（明細書必要）
	<input type="checkbox"/> 市税納税証明書（発行から1カ月以内のもの）

2. 新築・改築等の別による添付書類

<input type="checkbox"/> 新築等	<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し
<input type="checkbox"/> 改良等	<input type="checkbox"/> 家屋課税台帳登録証明書

3. 建物用途等の別による添付書類

<input type="checkbox"/> 併用住宅	<input type="checkbox"/> 建物平面図（全体床面積と住宅部分の床面積を記入）
<input type="checkbox"/> 建売住宅	<input type="checkbox"/> 建売住宅認定通知書（様式第10号）の写し
	<input type="checkbox"/> 建売住宅の購入に係る売買契約書の写し

4. 克雪化の種類に関する添付書類

<input type="checkbox"/> 融雪式	<input type="checkbox"/> 設備等の資料（カタログ等）
<input type="checkbox"/> 耐雪式	<input type="checkbox"/> 構造計算書の写し（縮小可）
	<input type="checkbox"/> 建物平面図（床面積を記入）

5. 世帯に関する添付書類

<input type="checkbox"/> 要援護世帯	<input type="checkbox"/> 世帯員全員の住民票	
/	<input type="checkbox"/> 身体障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 精神障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 知的障がい者世帯	<input type="checkbox"/> 交付を受けている当該手帳等の写し
	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 保険証の写し（扶養関係を確認できる書類）

※上記のほか、必要と認める場合には別途提出をお願いすることがあります。

● 変更交付申請時（変更がある場合のみ）

変更交付申請書（様式第5号）に以下の書類を添付してご提出ください。

変更事項が確認できる書類（見積書、図面、計画図 など）

※ 工事内容変更により補助金額が変わる場合は速やかにご提出ください。なお、補助額が増額となる場合でも、変更申請時点での残予算額により、増額できない場合もあります。

● 実績報告時（工事完了後）

実績報告書（様式第11号）に以下の書類を添付してご提出ください。

1. 共通添付書類

共 通	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 克雪化に要した工事費内訳書の写し
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
	<input type="checkbox"/> 工事写真（着手前・工事中・完成）

2. 新築または認定建売住宅の場合に必要な添付書類

<input type="checkbox"/> 新築の場合	<input type="checkbox"/> 検査済証の写し
<input type="checkbox"/> 認定建売住宅の場合	<input type="checkbox"/> 建売住宅認定通知書の写し

※上記のほか、必要と認める場合には別途提出をお願いすることがあります。

◀ 注意事項 ▶

- ・ 工事写真（着手前、工事中、完了）を忘れずに撮影してください
- ・ 交付決定前に着手（工事契約）した工事は対象外です
- ・ 併用住宅の場合、住居部分が1/2以上のときに住宅とし、1/2以下のときは事業所とする
- ・ 一部克雪化の場合、下屋を含む屋根全体の3/5以上を克雪化し、人力で屋根雪の処理を行う必要がなくなることが必要
- ・ 過去にこの補助金や類似の助成金の交付の対象となった**建物**は対象外です

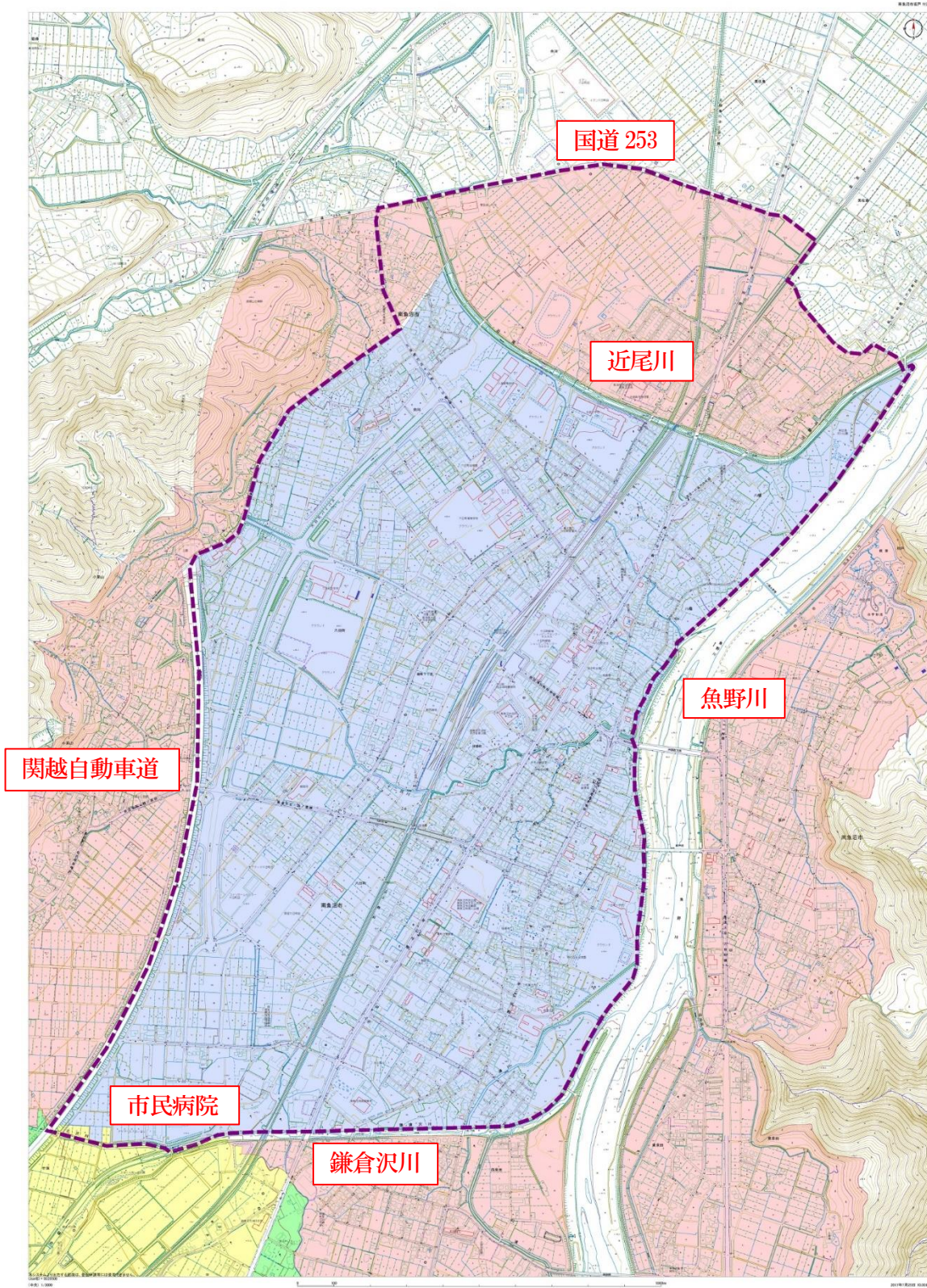
◀ 地下水採取規制重点区域 ▶ ※図面は別紙参照

- ・ 魚野川の左岸の区域であって、鎌倉沢川及び北沢川の左岸並びに近尾川の右岸の区域のうち、関越自動車道を北進して県道余川塩沢停車場線との交点に至り、これを北進して主要地方道十日町六日町線に至り、これを西進して国道253号に至り、これを東進して近尾川に至る範囲
- ・ 近尾川の左岸の区域であって、国道253号を東進して国道17号との交点から市道午莠島大清水線を東進して上越線に至り、これを南進して工業団地からの排水路の交点に至り、この排水路を下流に進み近尾川に合流する範囲

別紙

○ 地下水採取規制重点区域

点線枠内が該当



○ 耐雪式住宅の対象工事費（一般的な住宅との差額を算出するのが困難な場合）

床面積（m ² 以上～m ² 未満）	額（千円）	床面積（m ² 以上～m ² 未満）	額（千円）
～5	0	70～75	1,371
5～10	98	75～80	1,469
10～15	196	80～85	1,568
15～20	294	85～90	1,666
20～25	391	90～95	1,763
25～30	490	95～100	1,862
30～35	589	100～105	1,959
35～40	686	105～110	2,057
40～45	791	110～115	2,155
45～50	881	115～120	2,253
50～55	979	120～125	2,351
55～60	1,078	125～130	2,448
60～65	1,174	130～	2,500
65～70	1,274		

※ 表中の床面積は延床面積です

※ 表中の額は税込の額です

○ 要援護世帯の要件

要援護世帯	要件
1 高齢者世帯	<p>次のいずれかに該当する世帯</p> <p>ア 満65歳以上の者（介護保険の受給者は、満60歳以上の者。以下同じ。）のみで構成されている世帯</p> <p>イ 満65歳以上の者と満18歳以下の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）のみで構成されている世帯</p>
2 身体障がい者世帯	<p>世帯主が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める身体障害者障害程度等級表の級別が1級から6級までに該当する者である世帯</p>
3 精神障がい者世帯・知的障がい者世帯	<p>世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に定める障害等級が1級から3級までに該当する者又は知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳若しくは知的障害者判定機関の判定書の交付を受けている者である世帯</p>
4 ひとり親世帯	<p>世帯主が、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が満18歳以下の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）である世帯</p>
5 その他の世帯	<p>1から4までの要援護世帯に該当しない世帯で、1から4までの要件を複合的に判断して当該要援護世帯と同程度の状況にあると市長が認める世帯</p>